

新潟市病院事業使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 7 月 1 日

新潟市病院事業管理者 大谷 哲也

新潟市民病院管理規程第 7 号

新潟市病院事業使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する規程

新潟市病院事業使用料及び手数料条例施行規程（平成 2 0 年新潟市民病院管理規程第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 号ア（オ）中「9, 9 0 0 円」を「6, 9 3 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の希少疾患に対する付加新生児スクリーニング検査料に係る規定は、この規程の施行の日以後に出生した児について適用し、同日前に出生した児の希少疾患に対する付加新生児スクリーニング検査料については、なお従前の例による。